

令和3年(ワ)第24321号 損害賠償請求事件

副本直送

原告 株式会社自由社  
被告 国 他3名

## 第六準備書面

令和4年12月 8日

東京地方裁判所 民事第31部 甲合議A係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 高池 勝彦

弁護士 荒木 田 修

弁護士 尾崎 幸廣

第一 原告の、令和4年11月14日付第五準備書面の訂正

同準備書面第7項(3頁)の7及び8行目を以下のとおり訂正する(訂正箇所は「上からAかBに分け」の前の「それが」の抹消、と「右端に」を「右端の」への訂正である)。

申請番号順に1行をあてて、上からAかBに分け、さらにBの場合は、B-1～B-5のどれに当たるかを「●」マークで示した。右端の「事例」欄に

第二 文科省の原告に対する不公平な取扱い

- 1 原告は、令和4年10月6日付第四準備書面で、文科省が令和元年度の検定において、本件申請図書に対して、他社の申請図書と比較して、信じがたい不公平な取扱いをしたと主張し、同時にそれを裏付ける証拠を提出した。そして、令和4年11月14日付第五準備書面で、第四準備書面の説明の不十分な点を補充した。
- 2 しかし、文科省が原告に対し「不公平な取扱い」をしたとする原告の主張に対し、公的な国家機関である文科省が特定の教科書会社に対してそのような

差別的な取扱いをするはずがないと思ひ込み、上記準備書面の主張と証拠に接してもなお、それは偶然の結果に過ぎず、文科省側に「不公平な取扱い」をする意図などなかったのではないかと解釈する向きもあると想定される。

- 3 そこで、念のため令和元年度の検定の前の平成26年度の検定について原告と他社の検定とその後の訂正申請件数を調査したところ、文科省の原告に対する「不公平な取扱い」は令和元年度の検定に限らない一貫したものであったという状況が明らかになった。以下では、文科省が原告に対していかに「不公平な取扱い」をしてきたかということ、本件検定の違法性を基礎付ける有力な間接事実として主張する。
- 4 原告が主張する「不公平な取扱い」とは、原告の申請図書については、どんな微細なミスも見逃さず、目を皿のようにしてチェックしておきながら、他社の申請図書については膨大に存在する単純ミスをほとんどチェックしないという扱いを指す。
- 5 別紙1は平成26年度の教科書検定が終了し合格したあとに、各教科書会社は何回にもわたって訂正申請を行ったその日付け（年月日）と訂正件数を教科書会社別に一覧表にしたものである。「教出」は教育出版株式会社を、「日文」は日本文教出版株式会社を、「清水」は株式会社清水書院を、「東書」は東京書籍株式会社を、「帝国」は株式会社帝国書院を、「自由」は株式会社自由社、即ち原告を、「育鵬」は株式会社育鵬社を、「学び」は株式会社学び舎を指す。

各社の訂正件数の合計数を見ると、これだけで文科省の検定意見数をはるかに上回る膨大な件数の訂正が検定合格済みの教科書についてなされている明らかである。ここで注意すべきことは、検定意見は文科省のホームページに掲載されるから誰でも容易に見ることができるが、訂正申請はホームページに掲載されず、文科省に対する情報公開請求により初めて明らかになったものであるということである。自由社の検定意見が突出して多かったとの印象を持つ者もいるが、検定合格後の訂正件数を含めれば実態は全く異なるのである。なお、別紙1では株式会社清水書院が含まれているが令和元年度の教科書検定には申請せず、それにかわって令和元年度には株式会社山川出版社が新たに検定申請している。

- 6 訂正申請とは、原告の第四準備書面で説明したように（同書面2頁5の（2））、検定合格後から供給本発行までの間に生じた新たな事項を書き加え

たり訂正したりするために各社が自主的に申請するものである。そのうち、誤字脱字等の単純ミスについては本来検定の段階で指摘されなければならない、検定が十全に行われていれば生じるはずのないものである。そうはいつでも検定で見逃されることもあるので、例外的に認められるものといった性格のものであるはずである。ところが、別紙1が示すように、訂正申請件数は、前回は今回と同様に、検定意見の件数に比べて膨大な数にのぼっている。

7 別紙2は、平成26年度と令和元年度の各社の検定意見数と訂正申請件数を表にまとめた上で、棒グラフによって視覚化したものである。なお、別紙2で、自由社と学び舎の平成26年度のグラフは、他社と異なる事情にある(別紙2で「学び」とあるのは「学び舎」である)。両社は検定意見をつけられたあとといったん不合格となり、教科書をつくり直して再申請した。つまりこの年度内に両社の教科書は二度検定を受けたことになる。二度目の検定でも検定意見はついたが、一度目よりは過少であった。そこで、検定意見数は、一度目の検定意見を表示している。

8 別紙2の平成26年度の具体的な数を見ると、原告の申請図書に対する検定意見は 358 であるが、訂正申請は69にとどまる。他方、東京書籍の申請図書では検定意見は 28 に過ぎないのに、訂正申請の数は 943 件にものぼっている。日本文教出版では 44 と 869、教育出版では 20 と 595、帝国書院では 70 と 699、学び舎では 273 と 676 である。

別紙の2の令和元年度の検定では、山川出版社(「山川」とあるもの)の検定意見の数は52に過ぎないが、訂正申請の数は182、東京書籍では21と385、日本文教出版では24と564、教育出版では38と700、帝国書院では26と250となっている。

注目すべきは、平成26年度と令和元年度で、検定意見数と訂正申請数の関係が、自由社と他社で著しく異なり、しかも同じパターンを繰り返していることである。自由社に対しては検定意見数を徹底的に積み上げる一方、他社に対しては、多くの訂正すべき箇所を放置して僅かな検定意見しか付けず、そのかわり文科省のホームページで公表されない訂正申請で膨大な訂正を認めるという、意図的としか考えられない、原告に対する「不公平な取扱い」を文科省は行ったのである。

9 以上のように、別紙1、別紙2によって、今回だけではなく前回は、文科省は原告の申請図書に対し一貫していかに「不公平な取扱い」をしたかが一目瞭然である。

以上